

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

- 1 条例改正の目的  
地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び鉾区税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 不動産取得税
    - ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（第86条の2）
    - イ 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加すること。（第87条）
    - ウ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則 6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。（付則第16条第1項）
    - エ 特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件に係る特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。（付則第16条第2項）
    - オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。（付則第17条）
  - (2) 自動車取得税
    - ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な特定の路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。（付則第22条）
    - イ 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3（現行 100分の5）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2（現行 100分の3）とすること。（付則第22条の2第1項）
    - ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の20とすること。（付則第22条の2第2項）
    - エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の40とすること。（付則第22条の2第3項）
  - (3) 自動車税  
排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例（3・31揭示）	2

について、次のとおり見直しを行うこと。(付則第23条)

ア 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次に掲げる特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び平成21年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車(乗用車に限る。)について、税率のおおむね100分の75を軽減する。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの(ア)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率のおおむね100分の50を軽減する。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成27年度以後に限る。)に税率のおおむね100分の15(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラック(トラックに準ずる特種用途自動車を含む。))については、おおむね100分の10)を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(4) 鉱区税

鉱業法(昭和25年法律第289号)の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めること。(第156条)

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第57号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第75条の2第3項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅(既存住宅)に、「第37条の18」を「第37条の18第1項」に、「第83条第2項において同じ」を「第86条の2第1項において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として政令第37条の18第2項に規定する基準(第86条の2第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして政令第37条の18第3項に規定するものをいう。以下同じ)に改める。

第83条第2項中「既存住宅等(既存住宅)を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第84条第2項第5号中「並びに新築又は取得の予定価額」を削る。

第85条中「前条」を「前条第1項」に、「不動産取得税」を「場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税」に、「その徴収猶予」を「、当該徴収猶予」に改める。

第86条第2項第5号中「並びに取得価額」を削る。

第86条の4第1項中「公告(以下この条)を「公告(次項)に改め、「(以下この条において「譲受け予定者」という。))」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

第86条の4第5項を次のように改め、同条を第86条の5とする。

5 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

第86条の3第1項中「以下この条において「譲渡担保財産」を「以下「譲渡担保財産」」に、「以下この条において「譲渡担保権者」」を「以下「譲渡担保権者」」に、「更迭した」を「交代した」に、「以下この条において同じ」を「第126条において同じ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

第86条の3第5項を次のように改め、同条を第86条の4とする。

5 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

第86条の2第1項中「以下この条」を「以下この項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

第86条の2第6項を次のように改め、同条を第86条の3とする。

6 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

第86条の次に次の1条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

**第86条の2** 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項に規定する総務

省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた高知県税条例第75条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項等を記載した規則に定める様式による申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 耐震基準不適合既存住宅の新築及び取得の年月日
- (3) 耐震基準不適合既存住宅の構造及び床面積

3 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

4 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

5 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請に基づいて当該徴収金を還付するものとする。

6 前条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

7 第71条第9項の規定は、第5項の規定による還付をする場合について準用する。

第87条の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第8条第1項又は第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項）に改め、「次項において同じ。」を削り、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第2項中「を取得した農地保有合理化法人等」を「の取得者」に、「期間」を「期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める1年を経過する日までの期間）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

第87条第4項中「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

第88条第2項中「を取得した土地改良区」を「の取得者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

第88条第5項を次のように改める。

5 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

第144条第1項第3号ア(ア)中「以下自動車税について同様とする」を「付則第23条に

おいて同じ」に改める。

第154条第3項中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改める。

第156条中「第20条」を「第20条又は第42条」に改める。

付則第16条及び第17条中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付則第18条第2項中「又は第86条の2第1項」を「、第86条の2第1項又は第86条の3第1項」に改める。

付則第19条第3項中「第86条の2第1項」を「第86条の3第1項」に改める。

付則第20条中「第86条の2第1項に規定する」を「第86条の3第1項に規定する」に、「における第86条の2第1項」を「における第86条の3第1項」に、「第86条の2第1項及び前条第3項の規定中」を「これらの規定中」に改める。

付則第22条中「生活交通路線維持確保計画」を「地域間幹線系統確保維持計画」に、「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付則第22条の2第1項中「自家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「（軽自動車）に、「」以外のものを「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「率に4分の1」を「率に100分の20」に改め、同項第1号ア(ウ)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改める。

付則第23条第1項中「）、天然ガス自動車」を「次項において同じ。）、天然ガス自動車」に、「）、専ら」を「次項において同じ。）、メタノール自動車（専ら」に、「同項に規定する総務省令で定めるもの、」を「法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）及びガソリン」に、「同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものを「それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項第1号中「平成13年3月31日までに初めて」を「平成15年3月31日までに最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第144条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円

		27,200円	31,200円				
		40,700円	46,800円			16,000円	17,600円
第144条第1項第1号イ		29,500円	33,900円			20,500円	22,500円
		34,500円	39,600円			25,500円	28,000円
		39,500円	45,400円			30,000円	33,000円
		45,000円	51,700円			35,000円	38,500円
		51,000円	58,600円			40,500円	44,500円
		58,000円	66,700円			6,300円	6,900円
		66,500円	76,400円		第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
		76,500円	87,900円			15,100円	16,600円
		88,000円	101,200円		第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
		111,000円	127,600円			20,600円	22,600円
第144条第1項第2号ア		6,500円	7,100円		第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
		9,000円	9,900円			32,000円	35,200円
		12,000円	13,200円			38,000円	41,800円
		15,000円	16,500円			44,000円	48,400円
		18,500円	20,300円			50,500円	55,500円
		22,000円	24,200円			57,000円	62,700円
		25,500円	28,000円			64,000円	70,400円
		29,500円	32,400円		第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	13,200円
		4,700円	5,100円			14,500円	15,900円
		8,000円	8,800円			17,500円	19,200円
第144条第1項第2号イ		11,500円	12,600円			20,000円	22,000円

	22,500円	24,700円					
	25,500円	28,000円				36,000円	41,400円
	29,000円	31,900円				40,800円	46,900円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	36,300円				46,400円	53,300円
	41,000円	45,100円				53,200円	61,100円
	49,000円	53,900円				61,200円	70,300円
	57,000円	62,700円				70,400円	80,900円
	65,500円	72,000円				88,800円	102,100円
	74,000円	81,400円			第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	18,000円
	83,000円	91,300円			第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	15,000円
						20,500円	23,500円
第144条第1項第4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合に限る。）	4,500円	4,900円			第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	7,400円
	6,000円	6,600円				11,500円	13,200円
第144条第1項第4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合を除く。）	4,500円	5,100円				20,500円	23,500円
	6,000円	6,900円			第144条第2項第1号	3,700円	4,100円
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	13,200円				4,700円	5,200円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	11,000円				6,300円	6,900円
	15,000円	17,200円			第144条第2項第2号	5,200円	5,700円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	5,500円				6,300円	6,900円
	9,000円	10,300円				8,000円	8,800円
	15,000円	17,200円			第154条第3項第1号（第144条第1項第1号、第4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合を除く。）又は第5号が適用されるものの場合に限る。）	45,000円	51,700円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	27,100円			第154条第3項第1号（第144条第1項第1号、第	45,000円	49,500円
	27,600円	31,700円					
	31,600円	36,300円					

4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合を除く。）又は第5号が適用されるもの場合を除く。）		
第154条第3項第2号（第144条第1項第1号、第4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合を除く。）又は第5号が適用されるもの場合に限る。）	45,000円	51,700円
第154条第3項第2号（第144条第1項第1号、第4号（トラックに準ずる特種用途自動車の場合を除く。）又は第5号が適用されるもの場合を除く。）	45,000円	49,500円

付則第23条第2項を次のように改める。

- 2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第144条第1項及び第2項並びに第154条第3項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第144条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第144条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円

	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第144条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
第144条第1項第2号イ	4,700円	5,100円
	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円

	30,000円	33,000円					
	35,000円	38,500円				41,000円	45,100円
	40,500円	44,500円				49,000円	53,900円
	6,300円	6,900円				57,000円	62,700円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円				65,500円	72,000円
	15,100円	16,600円				74,000円	81,400円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円				83,000円	91,300円
	20,600円	22,600円			第144条第1項第4号	4,500円	4,900円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円				6,000円	6,600円
	32,000円	35,200円			第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	12,600円
	38,000円	41,800円			第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	10,500円
	44,000円	48,400円				15,000円	16,500円
	50,500円	55,500円			第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	5,200円
	57,000円	62,700円				9,000円	9,900円
	64,000円	70,400円				15,000円	16,500円
	第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	13,200円			第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円
14,500円		15,900円			27,600円		30,300円
17,500円		19,200円			31,600円		34,700円
20,000円		22,000円			36,000円		39,600円
22,500円		24,700円			40,800円		44,800円
25,500円		28,000円			46,400円		51,000円
29,000円		31,900円			53,200円		58,500円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	36,300円			61,200円	67,300円	

	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	17,200円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	14,400円
	20,500円	22,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	7,100円
	11,500円	12,600円
	20,500円	22,500円
第144条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第144条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円
第154条第3項第1号	45,000円	49,500円
第154条第3項第2号	45,000円	49,500円

付則第23条第3項中「前項の表」を「次の表」に、「同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第144条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円

	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
	29,500円	15,000円
第144条第1項第1号イ	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
	第144条第1項第2号ア	6,500円
9,000円		4,500円
12,000円		6,000円
15,000円		7,500円
18,500円		9,500円
22,000円		11,000円
	25,500円	13,000円

	29,500円	15,000円					
	4,700円	2,400円				32,000円	16,000円
第144条第1項第2号イ	8,000円	4,000円				38,000円	19,000円
	11,500円	6,000円				44,000円	22,000円
	16,000円	8,000円				50,500円	25,500円
	20,500円	10,500円				57,000円	28,500円
	25,500円	13,000円				64,000円	32,000円
	30,000円	15,000円			第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	6,000円
	35,000円	17,500円				14,500円	7,500円
	40,500円	20,500円				17,500円	9,000円
	6,300円	3,200円				20,000円	10,000円
	7,500円	4,000円				22,500円	11,500円
15,100円	8,000円			25,500円		13,000円	
10,200円	5,500円			29,000円		14,500円	
20,600円	10,500円			第144条第1項第3号イ(イ)		33,000円	16,500円
12,000円	6,000円					41,000円	20,500円
14,500円	7,500円					49,000円	24,500円
17,500円	9,000円				57,000円	28,500円	
20,000円	10,000円				65,500円	33,000円	
22,500円	11,500円				74,000円	37,000円	
25,500円	13,000円				83,000円	41,500円	
29,000円	14,500円				第144条第1項第4号	4,500円	2,500円
26,500円	13,500円			6,000円		3,000円	
第144条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円					
	14,500円	7,500円					
	17,500円	9,000円					
	20,000円	10,000円					
	22,500円	11,500円					
	25,500円	13,000円					
	29,000円	14,500円					
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円					

第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	6,000円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	5,000円
	15,000円	7,500円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	2,500円
	9,000円	4,500円
	15,000円	7,500円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
88,800円	44,500円	
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	8,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	7,000円
	20,500円	10,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	3,500円
	11,500円	6,000円
	20,500円	10,500円
第144条第2項第1号	3,700円	1,800円

	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第144条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

付則第23条第4項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「附則第12条の3第3項第4号」を「附則第12条の3第4項第4号」に改め、「(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)」を削り、「次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」」を「以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」」に、「の4分の1」を「(第6項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1」に、「同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同条第5項中「及び前項」を「及び第4項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を「同項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第8項」に、「法附則第12条の3第4項第4号」と、前項」を「同条第4項第4号」と、第4項」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車に対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第144条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円

		23,600円	6,000円				
		27,200円	7,000円				
		40,700円	10,500円				
第144条第1項第1号イ		29,500円	7,500円	第144条第1項第2号イ		8,000円	2,000円
		34,500円	9,000円			11,500円	3,000円
		39,500円	10,000円			16,000円	4,000円
		45,000円	11,500円			20,500円	5,500円
		51,000円	13,000円			25,500円	6,500円
		58,000円	14,500円			30,000円	7,500円
		66,500円	17,000円			35,000円	9,000円
		76,500円	19,500円			40,500円	10,500円
		88,000円	22,000円			6,300円	1,600円
		111,000円	28,000円			7,500円	2,000円
第144条第1項第2号ア		6,500円	2,000円	第144条第1項第2号ウ(ア)		15,100円	4,000円
		9,000円	2,500円				
		12,000円	3,000円	第144条第1項第2号ウ(イ)		10,200円	3,000円
		15,000円	4,000円			20,600円	5,500円
		18,500円	5,000円	第144条第1項第3号ア(ア)		12,000円	3,000円
		22,000円	5,500円			14,500円	4,000円
		25,500円	6,500円			17,500円	4,500円
		29,500円	7,500円			20,000円	5,000円
		4,700円	1,200円			22,500円	6,000円
						25,500円	6,500円
			第144条第1項第3号ア(イ)		29,000円	7,500円	
					26,500円	7,000円	
					32,000円	8,000円	
					38,000円	9,500円	

	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第144条第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	2,500円

	15,000円	4,000円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	1,500円
	9,000円	2,500円
	15,000円	4,000円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	3,500円
	20,500円	5,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	2,000円
	11,500円	3,000円
	20,500円	5,500円
第144条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円

第144条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第7項に規定する総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第32条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- この条例による改正前の高知県税条例第87条第1項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化学業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により政令」とあるのは「に限る。」の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。